

～ 障がいなどのある方がスポーツ施設を利用する場合の利用料減免について ～

障がいなどのある方が富士市スポーツ施設のご利用を希望される場合には、以下の条件で施設利用料の減免（減額措置）を受けることができます。

減免の対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障がい者手帳を交付されている方（等級は不問） ○ 療育手帳Aを交付されている方 ○ 精神障がい保健福祉手帳1級を交付されている方 ○ 精神障がい者保健福祉手帳2級を交付されている方 ○ その他欄に記載した手帳を交付されている方（詳細はその他欄をご覧ください） <p style="text-align: center;">利用料の減免を受ける場合は、交付されている手帳の提示が必要です。</p>																																																			
減免される利用料の割合	<p>【減免の対象となる方が個人で利用する場合】</p> <table border="1" data-bbox="331 660 1436 1377"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設名</th> <th>利用料が減免される方</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">富士総合運動公園</td> <td>温水プール</td> <td>本人と同伴者1名 ※1</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>原則として本人のみ</td> <td>利用料の半額</td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>相撲場</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">富士市立富士体育館</td> <td>柔道場</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>剣道場</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>弓道場</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>〃 ※3</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">富士柔剣道場</td> <td>柔道場</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>剣道場</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">富士市立富士川体育館</td> <td>体育室</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>多目的スタジオ</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>〃 ※3</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>富士マリンプール</td> <td>プー ル</td> <td>本人と同伴者1名</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「本人」とは減免の対象となる方欄に記載した手帳を交付されている方を指します。 ○ 本人のみとなっている施設の個人利用については、同伴者の利用料が減免される場合もありますが利用状況ごとの判断となりますので、ご利用を希望される施設の受付施設（温水プール、富士体育館、富士川体育館のいずれか。以下同じ）までお問い合わせください。 <p>受付施設の連絡先は施設ごとのトップページに記載してあります。また、ファクシミリでのお問い合わせも受け付けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※1 温水プールは同伴者も水着に着替えないとプールサイドに入れません。 ※2 利用料の半額。ただし、毎週水曜日（年末年始及び専用利用がある日を除く）の午後3時から午後5時の間に入場される場合は全額免除となります。（ただし、午後6時以降の専用利用がある場合は午後5時50分で遊泳終了となります）。 ※3 トレーニングルームの個人利用には、障がいの有無に関わらず事前に利用講習が必要です（同伴者を含む。講習は無料ですが予約が必要な場合があります。） また、設置された機器の違いなどから、各々の体育館で講習の内容が違いますのでご利用前に必ず利用を希望される体育館にお問い合わせください。 	施設名		利用料が減免される方	減免割合	富士総合運動公園	温水プール	本人と同伴者1名 ※1	※2	陸上競技場	原則として本人のみ	利用料の半額	弓道場	〃	〃	相撲場	〃	〃	富士市立富士体育館	柔道場	〃	〃	剣道場	〃	〃	弓道場	〃	〃	トレーニングルーム	〃 ※3	〃	富士柔剣道場	柔道場	〃	〃	剣道場	〃	〃	富士市立富士川体育館	体育室	〃	〃	多目的スタジオ	〃	〃	トレーニングルーム	〃 ※3	〃	富士マリンプール	プー ル	本人と同伴者1名	〃
施設名		利用料が減免される方	減免割合																																																	
富士総合運動公園	温水プール	本人と同伴者1名 ※1	※2																																																	
	陸上競技場	原則として本人のみ	利用料の半額																																																	
	弓道場	〃	〃																																																	
	相撲場	〃	〃																																																	
富士市立富士体育館	柔道場	〃	〃																																																	
	剣道場	〃	〃																																																	
	弓道場	〃	〃																																																	
	トレーニングルーム	〃 ※3	〃																																																	
富士柔剣道場	柔道場	〃	〃																																																	
	剣道場	〃	〃																																																	
富士市立富士川体育館	体育室	〃	〃																																																	
	多目的スタジオ	〃	〃																																																	
	トレーニングルーム	〃 ※3	〃																																																	
富士マリンプール	プー ル	本人と同伴者1名	〃																																																	

	<p>【減免の対象となる方を含む団体が専用利用または団体利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体利用や専用利用（個人利用が認められない施設を含む）の場合の減免割合は利用目的や障がいのある利用者の参加割合により、原則として利用料の6分の1に相当する金額を減免する場合から全く減免ができない場合まで変動があるため、ご利用を希望される施設との協議が必要なことがありますので、必ずご利用の前に受付施設にお問い合わせくださるようお願いします。 ○ 団体利用や専用利用の場合は、施設利用承認申請書及び利用料の減免申請書の提出が必要となります。 ○ 付帯設備や器具（備品）の利用料も減免されますが、10円未満の端数が生じた場合は切り上げとなります。
<p>注 意 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 減免利用での利用料は券売機が設置されている受付施設においても交付されている手帳の確認が必要なため券売機はご利用いただけませんのでご了承ください。 また、施設の利用料は減免利用に限らず前納（前払い）が原則です。 ○ スポーツ施設利用時の装具（補装具）の装着については受付施設でご相談ください。 ○ 妊娠中の方及び対象欄に記載した障がい以外については利用料の減免は実施いたしておりませんのでご了承ください。 ○ 条例等に定められた回数利用券及びプリペイドカード（以下「回数券等」という。）の減免販売は二重の減免となるためできません。また、減免利用料を対象とした回数券等はこちらも二重の減免となることから発行していませんのでご了承ください。 ○ 各施設とも専任の介助者はおりませんのでご了承ください。 ○ ここに記載した事項はいずれも原則であり、利用目的などによっては記載したとおりの利用料の減免や利用承認が受けられない場合もあります。 ○ この表は利用料の減免についてのみの説明となりますので、障がいの有無を問わない、各施設の利用上の注意や利用制限は受付施設までお問い合わせください。
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 減免の対象となる方欄に記載された手帳の他、公害医療手帳（国が発行したものに限り）を交付されている方は富士総合運動公園温水プールの個人利用に限り、本人のみ利用料が半額減免となります（一般利用が可能な日に限り）。 また、この手帳をお持ちの方は原則として毎週水曜日の午後3時から午後5時までの間に入場される場合はご本人のみ全額免除となります（ただし、午後6時以降の専用利用がある場合は午後5時50分で遊泳終了となります）。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設毎の休場(館)日は該当する施設のページをご覧ください。 ○ いずれの施設も12月29日から翌年1月3日は原則として年末年始の休場(館)日となりますので、本表に記載した減免利用ができない場合がありますのでご注意ください。 また、年始には無料開放日や特別開場(館)日を設けている施設もありますが、利用時間や利用方法の制限がありますので、ご利用を希望される施設にお問い合わせください。 開場(館)する施設は当ホームページや広報ふじでお知らせします。